



税金

町税

税務課

☎62-0586

個人町・県民税

▶課税は…

毎年1月1日現在、町内に住所を有する方のうち、前年所得に応じて課税されます。広く均等に負担する「均等割」と、所得に応じて負担する「所得割」があります。非課税となる場合は以下のとおりです。

均等割・所得割が非課税の方

- 生活保護法によって生活扶助を受けている方
- 障がい者、未成年者、寡婦または寡夫で前年の合計所得金額が125万円以下(給与所得者の年収に直すと204万4千円未満)であった方

均等割が非課税の方

- 前年の合計所得金額が[28万円×(1+扶養人数)+16.8万円]以下の方ただし、扶養がない場合は28万円以下(控除対象配偶者は1人として数えます。)

所得割が非課税の方

- 前年の総所得金額などの合計額が[35万円×(1+扶養人数)+32万円]以下の方ただし、扶養がない場合は35万円以下(控除対象配偶者は1人として数えます。)

▶申告と納税は…

毎年1月1日現在、町内に住所を有する人で、前年中に所得のあった方は、2月1日から3月15日までに申告してください。ただし、次の場合は、申告する必要がありません。

- 確定申告を行った方
- 年末調整を済ませた給与収入のみの方で、勤務先から役場税務課に給与支払報告書が提出されている方
- 公的年金(遺族年金、障害年金などを除く)のみで、申告しなくても町県民税が非課税となる方(65歳以上の方の場合、年金収入が年間148万円以下の方)

※県民税は、町民税と併せて町が賦課徴収することになっており、税率・税額控除を除き、全て町民税と同じ扱いになります。税務課から送付した納税通知書で、納期内に納めてください(納付場所は、納税通知書に書いてあります。)

〈広告〉



銀行をこえる銀行へ

紀陽銀行

紀陽銀行串本支店
紀陽銀行古座支店

串本支店:串本町串本909番地
TEL:(0735)62-0666
古座支店:串本町中湊484番地
TEL:(0735)72-0003
http://www.kiyobank.co.jp



法人町民税

▶課税は…

町内に事務所・営業所を有する法人は、法人町民税を納めなければなりません。

課税は、次の3つに区分されます。

- 町内に事務所または事業所を有する法人(均等割と法人税割)
- 町内に寮などを有する法人で、町内に事務所または事業所を有しないもの(均等割)
- 町内に事務所、事業所、寮などを有する公益法人など、または法人でない社団、財団で、代表者または管理人の定めのあるもの(均等割)[収益事業を行うものは、均等割と法人税割]

▶申告と納税は…

均等割のみ納める公益法人などは4月30日まで、それ以外は、その法人の事業年度終了の日の翌日から2カ月以内に申告し、同時に納税することになっています。

軽自動車税

▶課税は…

4月1日現在、町内に原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車を所有している方に課税されます。

▶申告と納税は…

納税義務の発生または申告事項の変更は15日以内、納税義務の消滅は30日以内です。

税務課から送付した納税通知書で、納期内に納めてください(毎年5月上旬発送)。なお、年度途中で廃車にしても、税金の払い戻しはありません。

申告・届出先

- 125cc以下のバイク・小型特殊自動車▶町役場
- 三輪以上の軽自動車▶軽自動車検査協会和歌山事務所
- 二輪の軽自動車・小型自動車▶近畿運輸局和歌山運輸支局

固定資産税

固定資産税は、所有している土地、家屋、償却資産(これらを総称して「固定資産」といいます)の資産価値に応じて課税されます。

▶固定資産税を納める方(納税義務者)

毎年1月1日(賦課期日)現在、串本町内に固定資産を所有している方で固定資産課税台帳に登録されている方。

▶償却資産の申告

土地や家屋以外の事業用資産(償却資産)を所有する法人または個人で事業を営んでいる方は、申告が必要です。

申告期間 毎年1月1日～1月31日

▶税額の算定方法

固定資産税額=課税標準額×税率【1.4%】

●課税標準額

税額計算の基になる額を言い、原則として、固定資産課税台帳に登録された価格(評価額)が課税標準額になります。

なお、土地については、住宅用地に対する課税標準の特例措置や負担調整措置が適用される場合、課税標準額は評価額よりも低くなる場合があります。

▶固定資産税における評価額

固定資産税における評価額は、総務大臣の定めた固定資産評価基準に基づき、土地については地価公示価格など、家屋については再建築価格、償却資産については取得価格により算出しています。

▶免税点

同一人が町内に所有する土地、家屋、償却資産のそれぞれの課税標準額が右表の金額に満たない場合には、固定資産税は課税されません。

土地	30万円
家屋	20万円
償却資産	150万円

▶固定資産税価格の縦覧

固定資産価格(評価額)は、毎年3月31日までに決定します。決定された価格(評価額)は、固定資産課税台帳に登録され、その価格などの事項は、縦覧帳簿によりご覧いただくことができます。

このようにして、自己の土地・家屋と町内の他の土地・家屋の価格を比較できるように、納税者に縦覧帳簿をご覧いただくことを「縦覧」といいます。

縦覧期間は毎年4月1日から最初の納付期限の日までの間です。

町税等納期限カレンダー

納期限は、納期月の末日です。納期限が土曜・日曜日、祝日に当たるときは次の平日になります。

納期月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
町・県民税			第1期		第2期		第3期			第4期		
固定資産税		第1期		第2期					第3期		第4期	
軽自動車税		全期										
国民健康保険税	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期	
後期高齢者医療保険料				第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
介護保険料	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期	

各税の納付

納付方法は、口座振替(特徴町県民税、法人町民税を除く)と、指定及び収納代理金融機関や、コンビニエンスストアまたは町役場(本庁舎・古座分庁舎)に直接持参し納付する2通りがあります。

入湯税

目的税として課税され、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設・消防施設などの整備や観光の振興に要する費用に充てられます。

▶納める方

鉱泉浴場の入湯客です(浴場の経営者が入湯客から料金と併せて受け取り、その鉱泉浴場の所在する市町村に納めます)。

▶納める額

1人1日150円です(標準税率)。日帰り入浴の場合1人75円です。1泊2日の入湯客は1日として取り扱います。

町たばこ税

製造たばこの卸売販売業者などが、町内の小売販売業者などに売り渡す際に、その本数に対して課税されます。※たばこには、「たばこ税」「たばこ特別税」「県たばこ税」「消費税」「地方消費税」も課税されています。